

平成 26 年度 スーパーグローバル大学等事業

スーパーグローバル大学創成支援

審査要項（案）

平成 26 年 4 月 日
スーパーグローバル大学創成支援プログラム委員会

「スーパーグローバル大学創成支援」の審査は、この審査要項に従って行う。

1. 審査の基本方針

審査は、大学から申請された、「大学改革」と「国際化」を断行し、国際通用性、ひいては国際競争力の強化に取り組む大学の教育環境の整備に係る構想（以下、「構想」という。）について、教育研究活動の実績を踏まえた計画の実現性、発展性、継続性の評価により行う。

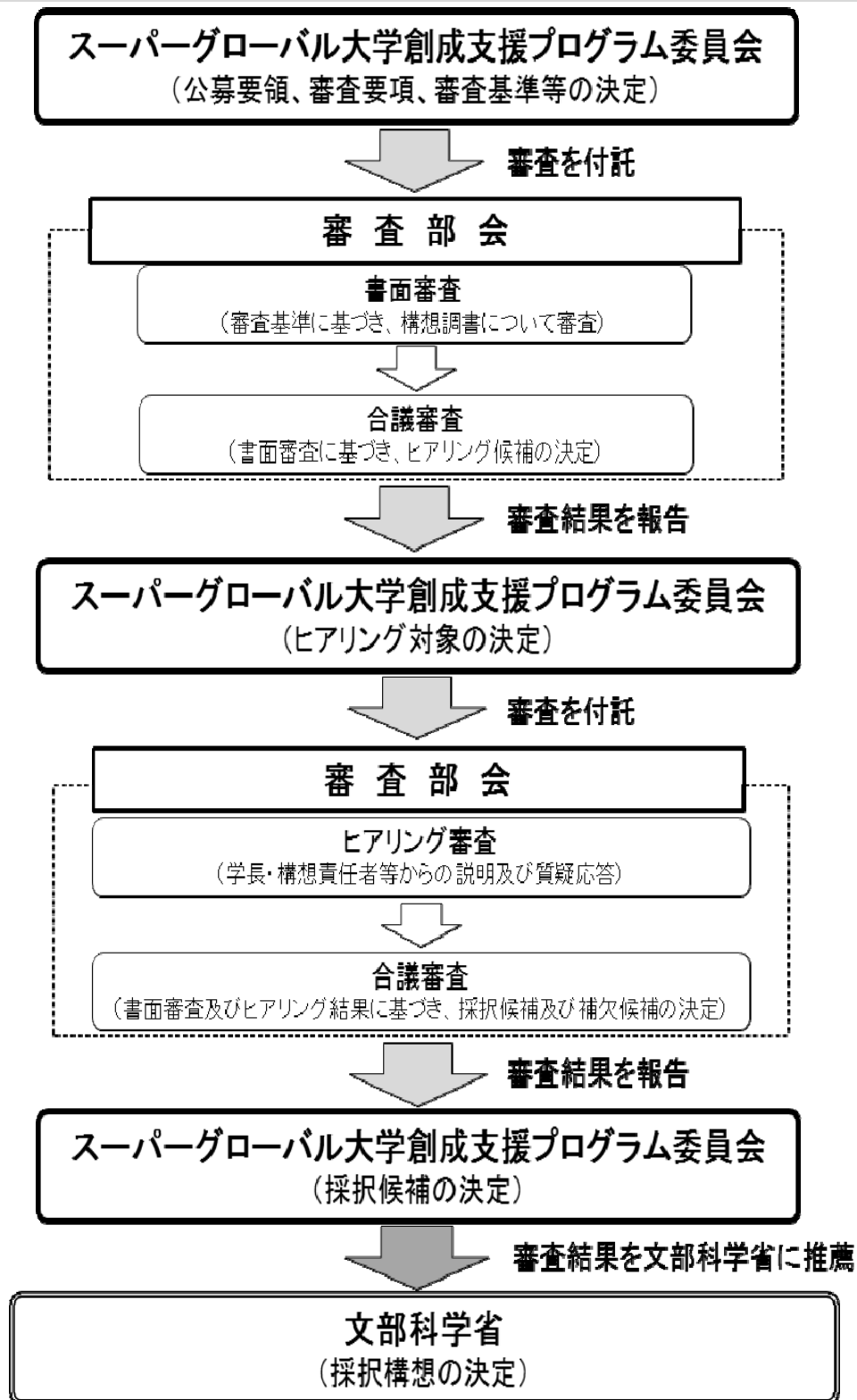
構想の多様性を確保する観点から、選定に際しては、地域配置、国公私、取組の特色等のバランスに配慮する。

2. 審査の方法

（1）審査方法・審査の枠組み

- ① 審査を実施するため「スーパーグローバル大学創成支援プログラム委員会」（以下、「委員会」という。）の下に、審査部会を設置する。
- ② 審査部会においては、「書面審査」及び「ヒアリング審査」を実施する。
- ③ 委員会は、審査部会の審査結果を踏まえ、ヒアリング対象及び採択候補とする構想の決定を行う。

平成26年度スーパーグローバル大学創成支援の審査について



(2) 書面審査の進め方

① 書面審査

審査部会は、大学から提出されたスーパーグローバル大学創成支援構想調書について、審査要項及び審査基準に基づき、書面審査を行う。

なお、書面審査の進め方の詳細については、審査部会において定めることとする。

② ヒアリング対象の選定

審査部会は、申請書類の内容及び書面審査結果を基に、合議によりヒアリング候補を選定する。(ヒアリング件数は採択予定件数の1.5～2倍程度を予定するが、申請状況や書面審査結果等により変動する可能性がある。)

委員会は、部会からの候補選定結果を受け、合議により、ヒアリング対象を決定する。

(3) ヒアリング審査の進め方

① ヒアリング

審査部会は、ヒアリング実施要領に基づき構想責任者等からヒアリングを実施する。

審査部会委員は、ヒアリング実施要領に基づき、構想毎にヒアリング評価書に評価結果を記入する。その際、書面審査でのコメント(ヒアリングで確認すべき事項、構想における疑問点等)等を参考とする。

② ヒアリング審査結果

審査部会は、書面審査結果及びヒアリング評価結果を踏まえ、合議による審議を経て、優先順位付けを行うとともに、ヒアリング対象を採択候補と補欠候補に分けるラインを決定する。

(4) 採択候補とする構想の決定

委員会は、部会からの審査結果を受け、合議により、採択候補とする構想を決定し、文部科学省に推薦する。

3. 審査に当たっての着眼点

本事業の選定に当たっては、下記の観点(両タイプ共通の観点及びタイプ毎の個別観点)に沿って評価を行う。評価に当たっては、審査の基本方針を踏まえ、現状や実績、それらを踏まえた取組の内容、達成目標等が明確か、また当該達成目標は、実現性を損なわない範囲で挑戦的なものとなっており、その条件や時期について具体的かどうかについて評価する。

【共通観点1】－構想の創造性、展開性等

構想・ビジョンが、各大学の理念等と整合し、かつ戦略性、創造性、展開性及び実現可能性を有したものとなっているか。タイプに合った革新性、先見性及び先導性ある構想となっているか。また、取組が概ね全学的なものであり、大学全体の底上げが認められる内容となっているか。

【共通観点2】－共通の成果指標と達成目標

前提条件となる事項（大学改革、国際化等）に関し、「スーパーグローバル大学」に相応しい実績を有し、かつ目標設定がなされているか。

【共通観点3】－大学独自の成果指標と達成目標

意欲的かつ挑戦的な独自の定量的成果指標と達成目標が、各大学の構想に応じて設定されているか。

【共通観点4】－構想実現のための体制構築

構想を推進し実現できるだけの学内体制の整備が計画されているか。環境の変化に同じ自己変革できる体制を構築できているか。また、事業終了後も継続して取り組むものとなっているか。

【個別観点A-1（タイプAのみ）】－国際的評価の向上

国際的評価の向上につながる取組となっているか。

【個別観点A-2（タイプAのみ）】－国際的評価に関する教育・研究力

国際的評価において上位に入るだけの教育・研究力を有しているか。

【個別観点B（タイプBのみ）】－大学の特性を踏まえた特徴

各大学の特性を踏まえた、特徴ある取組となっているか。

4. 審査関連情報の開示・公開等

(1) 委員会等の審議内容等の取扱について

委員会の会議、会議資料及び議事要旨は、原則公開とする。

ただし、次に掲げる場合であって委員会が非公開とすることを決定したときは、この限りでない。

- ① 審査に関する調査審議など公平・公正な審査に影響を及ぼすことが懸念される場合

② その他委員長が公開することが適当でないと判断した場合

なお、専ら審査に関する調査審議を行う審査部会の会議及び会議資料については、審査の円滑な遂行確保の観点から非公開とする。

(2) 審査結果は、文部科学省へ報告する。なお、採択された構想は日本学術振興会のホームページへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。

(3) 委員等の氏名について

① 委員会の委員の氏名は、委員会の開催の際に公表することとする。

② 審査部会の委員及び専門委員の氏名については、採択後に公表することとする。

5. 委員及び専門委員の遵守事項

(1) 利害関係者の排除等

申請機関等に直接関係する利害を有する委員及び専門委員は、事務局にその旨申し出ることとし、自己の関係する申請の書面審査及びヒアリングを行わない。

また、委員会及び審査部会における当該申請の個別審議に加わることができない。

(利害関係者と見なされる場合の例)

- 委員及び専門委員が当該大学の専任又は兼任として在職（就任予定を含む。）している場合
- 委員及び専門委員が当該大学の役員として在職（就任予定を含む。）している場合
- その他委員及び専門委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される場合

なお、上記事例のうち、中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される場合においては、その申し出について委員長（部会においては部会長）が利害関係者に該当するか否かを判断する。

(2) 秘密保持

- 審査の過程で知り得た対象大学の審査内容及び個人情報に係る情報については外部に漏らしてはならない。
- 委員として取得した情報（調書等各種資料を含む）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。